

役員報酬規程

目次

- 第1条 総則
- 第2条 報酬の区分
- 第3条 常勤役員の基本俸給
- 第4条～第5条 報酬の支給日等
- 第6条 地域手当
- 第7条 通勤手当
- 第8条 期末手当
- 第8条の2 業績給
- 第9条 端数の処理
- 第10条 非常勤役員手当の額
- 第11条 実施細則
- 第12条 本規程の管理部署
- 附 則

(総則)

第1条 この規程は、独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「機構」という。)の役員の報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の区分)

第2条 役員の報酬は、常勤役員については基本俸給、通勤手当及び業績給、非常勤役員については非常勤役員手当とする。

(常勤役員の基本俸給)

第3条 常勤役員の基本俸給の額は、次の各号に掲げる俸給の月額に、地域手当を加えた額に12を乗じて得た額に、期末手当を加えた額とする。

一 理事長	979,000円
二 理事	772,000円
三 監事	629,000円

(報酬の支給日等)

第4条 報酬(期末手当及び業績給を除く。)は、毎月18日(その日が職員の勤務時間、休暇等に関する規程(人事一法A-勤務時間。以下「勤務時間規程」という。)第4条に規定する週休日又は同規程第10条に規定する休日(以下「休日等」という。)に当たるときは、その日前において最も近い休日等でない日)にその月額を支給する。

2 役員の報酬はその全額をその役員が指定する銀行その他の金融機関の口座への振込により支払う。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべきものがある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から控除すべき金額を控除して支払うものとする。

第5条 新たに役員となった者には、その日から報酬(期末手当及び業績給を除く。以下同じ。)を支給する。

2 役員が離職し、又は死亡したときは、その日まで報酬を支給する。

3 前2項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額(通勤手当を除く。)は、その月の現日数から勤務時間規程第4条第1項及び第5条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(地域手当)

第6条 地域手当は、諸手当支給規程(給与一法A-諸手当支給。以下「諸手当支給規程」という。)第5条の規定に準じて常勤役員に支給する。ただし、地域手当支給割合は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)に定める指定職俸給表の適用を受ける職員に準じるものとする。

(通勤手当)

第7条 通勤手当は、諸手当支給規程第7条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

2 通勤手当の額は、諸手当支給規程第7条第2項の規定に準じた額とする。

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、諸手当支給規程に準じるものとする。

(期末手当)

- 第8条 期末手当は、毎事業年度6月1日及び12月1日（以下これらの日を「期末手当基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して、職員給与規程（給与一法A—職員給与。以下「職員給与規程」という。）第7条に規定する支給定日（以下「支給定日」という。）に支給する。これらの期末手当基準日前1箇月以内に退職し、若しくは独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第23条第1項及び第2項第1号に該当して解任され、又は死亡した常勤役員についても、同様とする。ただし、期末手当基準日前に引き続き国家公務員となるため退職した常勤役員に対しては、期末手当を支給しない。
- 2 期末手当の額は、それぞれその期末手当基準日現在（退職し、若しくは通則法第23条第1項及び第2項第1号に該当して解任され、又は死亡した常勤役員にあっては退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において、当該常勤役員が受けるべき俸給の月額に地域手当の月額を加えた額、俸給の月額に地域手当の月額を加えた額に100分の20を乗じて得た額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額の合計額（以下「期末手当基礎額」という。）にそれぞれ100分の153.22を乗じて得た額とする。
- 3 期末手当は、期末手当基準日以前6箇月以内の期間における常勤役員の在職期間の区分に応じて、次に定める割合を乗じて得た額とする。
- 一 6箇月 100分の100
 - 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80
 - 三 3箇月以上5箇月未満 100分の60
 - 四 3箇月未満 100分の30
- 4 基準日以前6箇月以内の期間において、国家公務員から引き続き常勤役員となった者（役員退職手当規程（給与一法A—役員退職）第12条第1項又は第3項に規定する者に限る。）については、その者の国家公務員としての引き続いた在職期間を常勤役員としての引き続いた在職期間とみなす。

(業績給)

- 第8条の2 業績給は、経済産業大臣の当該年度に係る業務の実績に関する評価の結果（以下「評価結果」という。）の通知を受けた日から起算して一月を超えない範囲（以下「評価結果通知日」という。）に、前年度において在籍した常勤役員に対して支給する。
- 2 年度の初日以外の日において新たに任命された役員及び年度の末日以外の日において退職し、解任され、又は死亡した役員の業績給の額は、日割り計算で支払う。
- 3 前項の日割り計算をするときは、業績給の額を365で除した額を一日分とする。
- 4 理事長の業績給の額は、第3条第1項に規定する基本俸給の額に、次の表に定める評価結果に即した割合を乗じて得た額とする。

評価結果	評価結果に即した割合
S 評価	100分の10
A 評価	100分の7.5
B 評価	100分の5
C 評価	100分の2.5
D 評価	100分の零

5 常勤役員（理事長を除く。）の業績給の額は、評価結果及び役員としての業務に対する貢献度を総合的に勘案し、前項を準用して理事長が決定するものとする。

（端数の処理）

第9条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

（非常勤役員手当の額）

第10条 非常勤役員手当は、次の各号に掲げる月額又は日額に通勤に要する実費を加えた額とする。

- | | | | | | |
|------|----|----------|----|----|---------|
| 一 理事 | 月額 | 502,000円 | 又は | 日額 | 59,000円 |
| 二 監事 | 月額 | 474,000円 | 又は | 日額 | 56,000円 |

（実施細則）

第11条 報酬の支給手続その他この規程の実施に必要な事項については、職員給与規程に準ずることとする。

（本規程の管理部署）

第12条 本規程を管理する担当部署は、企画管理部人事企画課とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13・12・06 評基第008号）

（施行期日）

第1条 この規程は、制定の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成14・12・10 評基第001号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、制定の日から施行し、平成14年12月1日から適用する。

第2条 平成14年12月に支給する期末手当の額は、前号の規定による変更後の役員報酬規程（以下この項において「変更後の報酬規程」という。）第8条第3項の規定により算出される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が第一号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- 一 平成14年12月1日（期末手当については変更後の役員報酬規程第8条第1項後段の規定の適用を受ける役員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）まで引き続いて在職した期間で同年4月1日から施行日の前日までのもの（次号において「継続在職期間」という。）について支給される報酬のうち俸給月額及び俸給月額の変更により額が変動することとなる報酬の合計額

二 継続在職期間について変更後の報酬規程の規定による俸給月額及び改正後の報酬規程の規定により算出した場合の報酬の合計額

附 則（平成 14・12・10 評基第 002 号）

（施行期日等）

第 1 条 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条 平成 15 年 6 月に支給する期末手当に関する報酬規程第 8 条第 3 項の規定の適用については、これら規定中「6 箇月以内」とあるのは「3 箇月以内」と、同項第一号中「6 箇月」とあるのは「3 箇月」と、同項第二号中「5 箇月以上 6 箇月未満」とあるのは「2 箇月 15 日以上 3 箇月未満」と、同項第三号中「3 箇月以上 5 箇月未満」とあるのは「1 箇月 15 日以上 2 箇月 15 日未満」と、同項第四号中「3 箇月未満」とあるのは「1 箇月 15 日未満」とする。

附 則（平成 15・06・16 評基第 012 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ、公表した日から実施し、平成 15 年 6 月 15 日から適用する。

附 則（平成 15・10・01 評基第 005 号）

（施行期日等）

第 1 条 この規程は、制定の日から施行し、平成 15 年 10 月 1 日から適用する。

第 2 条 第 8 条第 2 項中「12 月 1 日の場合においては 100 分の 153」とあるのは、平成 15 年 12 月に支給する期末手当においては「12 月 1 日の場合においては 100 分の 144」と読み替える。

第 3 条 平成 15 年 12 月に支給する期末手当の額は、期末手当基礎額に、当該期末手当の支給割合を乗じて得た額に、在職期間別の割合を乗じて得た額（以下「基準額」という。）から、平成 15 年 4 月 1 日から適用日前日までに役員が受けた報酬の合計額に 100 分の 1.07 を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。この場合において、当該相当する額が基準額以上になるときは、当該期末手当は支給しない。

附 則（平成 16・04・01 評基第 035 号）

（施行期日等）

第 1 条 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条 この規程の施行の際現に役員である者が規程の施行後において引き続き同職にある場合の役員報酬の支給額は、当分の間、第 3 条又は第 10 条の規定にかかわらず、変更前の第 3 条若しくは第 10 条の規定による俸給の月額又は日額をもとに計算した額とする。

附 則（平成 17・12・01 評基第 015 号）

（施行期日等）

第 1 条 この規程は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

第 2 条 平成 17 年 12 月に支給する期末手当の額は、期末手当基礎額に、当該期末手当の支給割合を乗じて得た額に、在職期間別の割合を乗じて得た額（以下「基準額」という。）から、平成 17 年 4 月 1 日から適用日前日までに役員が受けた報酬（ただし、通勤手当は除く。）の合計額に 100 分の 0.36 を乗じて得た額に相当する額を

減じた額とする。この場合において、当該相当する額が基準額以上になるときは、当該期末手当は支給しない。

附 則（平成 18・03・31 評基第 035 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19・12・03 評基第 014 号）

（施行期日）

この規程は、平成 19 年 12 月 3 日から施行する。ただし、第 6 条の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 20・02・15 評基第 006 号）

（施行期日）

この規程は、平成 20 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21・06・23 評基第 010 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、制定の日から施行し、平成 21 年 6 月 1 日から適用する。

（平成 21 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）

第 2 条 平成 21 年 6 月に支給する期末手当に関する第 8 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100分の144」とあるのは「100分の128.2」とする。

附 則（平成 21・12・01 評基第 012 号）

（施行期日等）

第 1 条 この規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

第 2 条 平成 21 年 12 月に支給する期末手当の額は、第 8 条の規定により算定された額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額を減じた額とする。この場合において、当該相当する額が基準額以上になるときは、当該期末手当は支給しない。

- 一 平成 21 年 4 月 1 日において役員が受けるべき俸給の月額及び地域手当の月額の合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額に、同月からこの改定の施行の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額
- 二 平成 21 年 6 月に支給された期末手当の額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額

附 則（平成 22・12・01 評基第 002 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

（平成 22 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置）

第 2 条 平成 22 年 12 月に支給する期末手当に関する第 8 条第 2 項の規定の適用については、同項中「139.3」とあるのは「132.2」とする。

2 平成 22 年 12 月に支給する期末手当の額は、第 8 条及び前項の規定に基づき算定された額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- 一 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの期間において役員となった者にあつては、その日）において当該役員が受けるべき俸給の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額
- 二 平成22年6月に支給された期末手当において役員であった者に同月に支給された期末手当の額に100分の0.28を乗じて得た額

附 則（平成24・03・13評基第020号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成24年3月1日から施行する。

（平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

第2条 平成24年6月に支給する期末手当の額は、第8条の規定に基づき算定された額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- 一 平成23年4月1日（同月2日からこの改定の実施の日までの間において役員となった者にあつては、その日）において当該役員が受けるべき俸給の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額
- 二 平成23年6月に支給された期末手当の額に100分の0.37を乗じて得た額及び同年12月に支給された期末手当の額に100分の0.37を乗じて得た額

附 則（平成26・12・02評基第013号）

（施行期日）

第1条 この規程は、制定の日から施行し、平成26年12月1日から適用する。

附 則（平成27・03・31評基第005号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27・09・15評基第011号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成27年9月15日から施行する。

附 則（平成28・02・09評基第024号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成28年2月9日から施行する。ただし、第3条、第8条第2項及び第10条の規定の適用は、平成27年4月1日からとする。

附 則（平成28・03・15評基第015号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28・11・29評基第011号）

（施行期日）

第1条 この規程は、制定の日から施行し、平成28年12月1日から適用する。

附 則（平成29・03・07 評基第017号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29・12・15 評基第001号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、平成29年12月15日から施行する。

第2条 平成29年12月に支給する期末手当に関する第8条第2項の適用については、同項中「171.8」とあるのは「186.9」とする。

附 則（平成30・12・12 評基第008号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、制定の日から施行し、平成30年12月1日から適用する。

第2条 平成30年12月に支給する期末手当に関する第8条第2項の適用については、同項中「174.3」とあるのは「176.8」とする。

附 則（20190918 評基第003号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（20191206 評基第001号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、制定の日から施行し、令和元年12月1日から適用する。

第2条 令和元年12月に支給する期末手当に関する第8条第2項の適用については、同項中「150.75」とあるのは「153.25」とする。

附 則（20201130 評基第005号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、制定の日から施行し、令和2年12月1日から適用する。

第2条 令和2年12月に支給する期末手当に関する第8条第2項の適用については、同項中「148.25」とあるのは「145.75」とする。

附 則（20220330 評基第017号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、改正の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

第2条 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第8条の規定に基づき算定された額（以下「基準額」という。）から令和3年12月に支給された期末手当の額に148.25分の9.6を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

附 則（20221207 評基第019号）

(施行期日等)

第1条 この規程は、制定の日から施行し、令和4年12月1日から適用する。

第2条 令和4年12月に支給する期末手当に関する第8条第2項の適用については、同項中「145.85」とあるのは「148.25」とする。

附 則 (20231129 評基 008 号)

(施行期日等)

第1条 この規程は、改正の日から施行する。ただし、第3条及び第10条の規定は令和5年4月1日から適用する。

第2条 令和5年12月に支給する期末手当に関する第8条第2項の適用については、同項中「150.7」とあるのは「155.55」とする。

附 則 (20250128 評基第 005 号)

(施行期日等)

第1条 この規程は、改正の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

第2条 令和6年6月に支給する期末手当に関する第8条第2項の適用については、同項中「153.22」とあるのは「150.7」、令和6年12月に支給する期末手当に関する第8条第2項の適用については、同項中「153.22」とあるのは「155.73」とする。